

江戸川区小中学校等入学祝金の支給に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者に入学祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、子育て家庭の支援及び児童等の健全育成を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保護者 児童等の親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者であつて、児童等を現に監護するものをいう。

二 小中学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、中等教育学校並びに同法第七十六条に規定する特別支援学校の小学部及び中学部をいう。

(支給対象者)

第三条 祝金の支給を受けることのできる者は、次の各号に掲げる全ての要件を有する者とする。

一 小中学校等に入学する児童等の保護者であること。

二 区内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第五条に規定する住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票に登録されている者であること。

(祝金の額)

第四条 祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 小学校又は特別支援学校の小学部に入学する者 一人につき一万円

二 中学校、中等教育学校又は特別支援学校の中学部に入学する者 一人につき二万円

(申請)

第五条 祝金の支給を受けようとする者は、区長が別に定める期間に申請し、当該支給の決定を受けなければならない。
(返還)

第六条 区長は、祝金の支給を受けた者が偽りの申請又は不正の行為により、祝金の支給を受けたときは、既に支給を受けた額の一部又は全部を返還させることができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

小中学校の児童生徒の保護者に、小学校一万円、中学校二万円を入学祝金として入学時に速やかに支給することにより、子育て家庭の支援及び児童生徒の健全育成を図る必要があるので、本案を提出いたします。